

- 1 審議会名 第3回 安曇野市自治基本条例検討委員会
 2 日 時 平成28年11月2日(水) 午後1時30分から午後3時00分まで
 3 会 場 本庁舎 4階 会議室401
 4 出席者 田村委員長、那須副委員長、木村委員、熊井委員、池田委員
 5 市側出席者 宮澤地域づくり課長、高橋庶務法規担当主査、山田課長補佐兼まちづくり推進係長
 6 公開・非公開の別 公開
 7 傍聴人 4人 記者 2人
 8 会議概要作成年月日 平成28年11月4日

協 議 事 項 等

1 会議の概要

- (1) 開会
 (2) あいさつ
 (3) 協議
 ①条文(案)について(資料1、2)
 ②その他
 (4) 閉会

2 会議事項概要

(1) 開 会

【那須副委員長】 定刻となりましたので、ただいまより第3回安曇野市自治基本条例検討委員会を開会いたします。まず初めに、田村委員長からごあいさつをお願いいたします。

(2) あいさつ

【田村委員長】 第3回目の会議となります。今までの2回で煮詰まった議論をしてきましたが、今日と次回第4回でつめていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

【那須副委員長】 それでは協議事項に移りますが、田村委員長から議事進行をお願いします。

(3) 議事

①条文(案)について

【田村委員長】 それでは、協議事項の(1)条文案について議題とします。今までの議論を事務局で整理し条文案を修正していただいておりますので、報告をお願いします。

【事務局】 修正点を含め条文(案)について説明

【田村委員長】 まず、前文についてご意見をいただきたいと思っております。

【委員】 少子高齢化を入れたのは何か意図があつてのことでしょうか。

【事務局】 課題を具体的にあげたほうがわかりやすいのではということを入れました。議論していただきたいところです。

【委員】 確かに現在の課題ではありますが、前文で謳うのはどうかと思っております。

【委員】 全体を通じて、何か特定の課題を取り上げているところはないのですから、入れるのはどうかと思っております。

【委員】 現在の課題ではありますが、将来的に変えなくてはならない時期がくるかもしれません。入れるのはふさわしくないとと思っております。

【委員】 さらっとさせたほうが良いと思っております。

【田村委員長】 少子高齢化は割愛するというので、お願いします。他にはどうでしょうか。

【委員】 「てにをは」や順番などは、全体を通じて、再度、精査をお願いします。

【田村委員長】 続きまして、第2条 条例の位置づけについてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 いいと思います。

【田村委員長】 続いて第3条 定義についてはいかがでしょうか。

【委員】 「者」と「もの」の使い分けについて説明をお願いします。

【事務局】 法人格を有しない団体は「もの」としています。

【田村委員長】 よろしければ、次に第4条 自治の基本理念についてはいかがでしょうか。

【委員】 全体を通じて言えることなのですが、「理念」と「原則」がごちゃごちゃになっています。精査が必要です。

【田村委員長】 タイトルを考えたほうがよいでしょうか。

【委員】 後ろのほうを見ていきますと、同じようなことを言っているところが、まだまだあります。理念と原則のどちらに盛り込むか練る必要があります。

【事務局】 精査し整理して次回にお示しします。

【田村委員長】 第5条 自治の基本原則はいかがですか。

【委員】 第5条第4号の人権尊重も第4条で出てきていることです。理念と原則の両方に出てきます。ここも精査が必要です。

【田村委員長】 ここも事務局で精査をお願いします。次に第2章 市民の権利についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 続いて第7条 市民の責務はいかがでしょうか。

【委員】 第2項ですが、責務ですから、「自らの発言と行動に責任を持つよう努める」でなく、例えば「自らの発言と行動に責任を持つものとする」にしたらどうでしょうか。

【田村委員長】 重圧と感ずるかもしれません。いかがでしょうか。

【委員】 気持ちはわかりますが、この部分は無くてもいいと思います。

【事務局】 会議等で発言したからには行動を伴ってほしいということで載せています。

【田村委員長】 言行不一致にならないようにということですが、いかがでしょうか。

【委員】 ここでも意見が分かれているわけですから。

【委員】 案のとおり少し柔らかく「努める」でどうでしょうか。

【委員】 責任を持ってほしいという趣旨で発言したのですが、市民に理解していただけるならば「努める」でも結構です。

【委員】 市民には責任を持ってほしいのですが、「努める」でいいと思います。

【田村委員長】 捉え方によっては重圧に感じられます。事務局で精査をお願いします。それでは、次に第3章 第8条の議会の役割及び責務はいかがでしょうか。

【委員】 「選挙で選ばれた議員をもって構成される意思決定機関であり、」は不要だと思います。

【田村委員長】 皆さん、どうでしょうか。それでは、削除をお願いします。

【委員】 議会基本条例と「市民」の使い方が違うということで「市民」を削ったとの説明がありましたが、第2項で相手先を示さず、ただ情報共有というのはどうかと思います。工夫が必要です。

【委員】 市民が目にするのは自治基本条例となります。あってもいいと思います。

【事務局】 整合性を再精査させていただきます。

【田村委員長】 お願いします。第9条についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 続いて、第4章 第10条 市長の役割及び責務はいかがでしょうか。

【委員】 結構です。

【田村委員長】 第11条 市の役割及び責務はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 続いて、第12条 職員の責務はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第5章 第13条 市政の原則はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第14条 法令遵守はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第15条 総合計画はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第16条 財政運営はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第17条 情報の公開はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第18条 個人情報保護はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第19条 附属機関はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第20条 パブリックコメントはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第21条 応答責任はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 いいです。

【田村委員長】 第22条 説明責任はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 いいと思います。

【田村委員長】 第23条 行政評価はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 13ページですが、多文化共生については削除しましたがいかがでしょうか。

【委員】 前回会議では、削除して前の部分で盛るということだったと思います。

【事務局】 第5条 自治の基本原則の第4号 人権尊重の原則のところになります。条文では変えられなかったのですが、逐条解説で入れてあります。これでは弱いということであれば検討します。

【委員】 第4条の自治の基本理念で入れられないでしょうか。第4条のうち、「全ての人権を尊重し、」を第2項に持ってきて、そこに入れるとか。どちらかといえば理念だと思います。

【田村委員長】 いかがでしょうか。

【委員】 第4条で第2項として入れるか、基本原則でも間違いではないので、第5条第4号で入れるか、どちらもありえると思います。

【委員】 第4条第2項、基本理念に入れるのがいいと思います。

【田村委員長】 入れる場所ですがどうでしょうか。

【委員】 当然、市民の定義の中に入るという認識を持っていますが、多文化共生を掲げることにより閉鎖的なイメージが払拭できるというのであれば、項を設けてもいいと思います。整合を図ったうえで、理念の中に入ります。

【委員】 あえて掲げなくてもという思いはありますが、重くなく書き加えることができればと思います。

【田村委員長】 第4章第2項に謳う方向で、事務局で検討をお願いします。続いて、第6章 第24条 危機管理についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 前回までの会議の修正案はここまでとなります。それでは、第7章 区について検討します。第25条 区の役割はいかがでしょうか。

【委員】 区の役割はこういうものだと思います。

【委員】 いいと思います。

【委員】 「福祉向上」をあえて入れるべきか悩みます。

【委員】 第25条から第27条を見ますと、第25条では定義を言いたいということだと思います、そして、役割、市の支援という順序になっていて、これはこれでいいと思います。ただ、第25条はわかりにくい文章です。定義で「区とは・・・」とし、次に役割というように、条文で定義と役割を分けたほうがいいと思います。

【田村委員長】 区の役割の前に定義を設けるということでもいいでしょうか。事務局で整理をお願いします。

【委員】 福祉向上についてはどうしますか。

【委員】 福祉向上も、安全・安心のまちづくりとともに区の役割です。

【委員】 3点セットですね。

【委員】 市民に理解していただきたいところです。そのまま入れていただきたいと思います。

【田村委員長】 そういうことでよいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第26条 区への加入についてはいかがでしょうか。

【委員】 多くの区長から強い表現を求める声がありますが、個人の意思を尊重するものでもあります。案のように受け入れ易い表現にとどめることが、いいと思います。

【委員】 区への加入は、区長会では永遠のテーマでもあり課題です。区に加入していないから助け合いができないということではありませんが、できることなら区に加入し顔の見える関係を築き、安全・安心な暮らしを保つということを全市民にわかってほしいと思います。

【委員】 加入することを当たり前にしたいと思います。当たり前にする努力をこの文章でできればと思います。

【田村委員長】 最初はパンチが無いように思いましたが、強く打ち出すことには疑問という皆さんもいらっしゃいます。定義、役割、支援を強く打ち出す中でカバーができればと思います。この部分が今後、まちづくりをしていくうえでキーワードになってくるかと思いますので、表現については、もう少し検討させてください。

それでは、第27条 区への支援はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 続いて、第8章 第28条 住民投票についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 附則はいかがでしょう。

【委員】 附則には施行日が入りますか。

【事務局】 当然、ここに入ってきます。

【田村委員長】 他にありませんでしょうか。それでは、一通りやってきましたが、全体を通じて何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、協議事項の①は終了とします。

②その他

事務局から今後の日程等について説明

会議日時の調整

(4)閉会

【那須副委員長】 お疲れさまでした。以上をもちまして、第3回安曇野市自治基本条例検討委員会を終了いたします。ありがとうございました。